

村山市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 期日 令和7年3月13日（木） 午後5時00分～
2. 会場 第1会議室（市役所2階）
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（14名）

—	—	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	—	—
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
—	—	16番	石山 公己
—	—	17番	笹原 泉

（2）農業委員の欠席者名簿（4名）

1番	石川 賢也	8番	原田 浩明
7番	川田 雅紀	14番	高橋 昭

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

- 議第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）
議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）
議第13号 村山市農用地利用集積計画について
議第14号 あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について
議第15号 地方自治法第180条の2の規定による事務委任について
議第16号 地方自治法第180条の2の規定による事務の補助執行について

5. 報 告

- 報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第7号 運営委員会の報告について
村山市農業委員会規程等の一部改正

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

- 事務局長 三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉
農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後5時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

いよいよ春の季節となりました。雪融けもだいぶ進んできているが、また来週には低気圧の影響があるとのこと。皆さん、農作業の際は悪くならないよう対応方よろしくお願いいたします。それでは、第3回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

5 番 門脇 忠教 委員、6 番 下山 勝宏 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は11番から16番の6件で、所有権の移転3件、賃貸借権の設定1件、使用貸借権の設定2件となります。地目、面積は、田が6,365㎡、畑が3,830㎡、計10,195㎡となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号11番から16番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(3月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 10 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、2 番の 1 件で、地目、面積は、畑で 461 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 2 番は、譲受人が「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。

東根市にアパート住まいしている譲受人が、生活するのに適切な場所として申請地を購入したいとのことです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の融資見込証明で確認しております。

この案件について、3 月 4 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 11 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、3 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 12 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 13 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 204 番から 335 号までの 132 件で、

申請内容は、所有権移転が 3 件、利用権設定の新規分が 113 件、再設定分が 16 件となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、204 番から 335 番までの所有権移転、利用権設定の新規について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 5 件あります。

まずは、委員案件 219 番、300 番、301 番、324 番、335 番を除いた、204 番から 218 番、220 番から 299 番、302 番から 323 番、325 番から 334 番までの 127 件について審議に入らせて頂きます。

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた 127 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 13 号の委員案件を除いた 127 件について、原案の通り可決決定されました。続きまして、219 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

5 番委員（門脇 忠教委員）はご退席願います。

(5 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、219 番について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 13 号の、219 番について原案の通り可決決定されました。
5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、300 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
12 番委員(奥山 金弥委員)はご退席願います。

(12 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、300 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 13 号の、300 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。
12 番委員はご着席ください。

(12 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、301 番の委員案件 1 件について審議に入ります。
11 番委員(海老名 正度委員)はご退席願います。

(11 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、301 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 13 号の、301 番について原案の通り可決決定されました。

11 番委員はご着席ください。

(11 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、324 番の委員案件 1 件について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしく願いいたします。それでは、委員案件の 324 番について審議に入ります。青柳会長、4 番委員(佐藤 善洋委員)はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、324 番について原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 13 号の 324 番について、原案の通り可決決定されました。

青柳会長、4 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、4 番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

335 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

14 番委員(高橋 昭委員)は欠席ですのでこのまま審議します。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、335 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 13 号の、335 番について原案の通り可決決定されました。

議長(青柳 篤)

これで議第 13 号は、原案のとおり、すべて可決決定されました。

次に、議第 14 号「あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今回、新たに 1 件のあっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請がありました。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

なお、4 月からは、促進計画を使用するためには、地域計画の目標地図に位置付けられた者であることが必須になりますので、農業委員会のあっせん制度は残りますが、地域計画の登載者がメインになる予定です。ご承知おき下さい。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、あっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請 1 件の案件を説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 14 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 15 号「地方自治法第 180 条の 2 の規定による事務委任について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

令和 7 年 2 月 19 日付けで、村山市長から市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第 180 条の 2 の規定の規定に基づき事務委任するため、協議が来ております。

協議の内容は、既に事務委任されている農地法第 4 条、第 5 条関連の業務です。

農地法の一部改正により、①の農地法第 4 条、第 5 条に付随する状況報告と許可条件に関する業務と②農地法第 51 条第 3 項に設けた違反転用者を公表する業務(新規)について、山形県から市をつうじて農業委員会に事務委任されるものであります。

ここに記載されているとおり、県及び市では関係する条例や規則等の一部改正を行うため、これで良いかどうかの協議を農業委員会に求めているものです。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からとなります。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり同意することに可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 15 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 16 号「地方自治法第 180 条の 2 の規定による事務の補助執行について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

こちら、令和 7 年 2 月 19 日付けで、村山市長から市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第 180 条の 2 の規定の規定に基づき補助執行させるため、協議が来ております。

協議の内容は、既に補助執行している農業経営基盤強化促進法、中間管理事業推進法の業務についてです。

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、「農用地利用集積計画」が廃止され、①農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」に統合されることになりました。

また、令和7年4月1日以降は、農地中間管理事業推進法による農地中間管理事業に関する事務のなかで②登記の特例に関する事務を行うこととなります。

これらの対応のため、農業委員会に協議を行い同意が得られれば、市の規則等の一部改正を行い、市から農業委員会に補助執行させるものであります。

施行期日は、令和7年4月1日からとなります。

「事務委任」と「補助執行」の違いについては、根拠法も地方自治法第180条の2で同じ。

市から農業委員会に仕事を任せられる点はいずれも同じですが、「事務委任」の方は意味合いがより重く権限のすべてを委ねるのに対して、「補助執行」は権限の主体は市に残したままで農業委員会が手伝う内容となります。ご承知おき下さい。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり同意することに可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第16号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第6号、報第7号について、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第7号「運営委員会の報告について、村山市農業委員会規程等の一部改正」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号58番から106番までの49件です。田が164,758㎡となります。解約理由は、貸人の都合によるもの25件、借人の都合によるもの24件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

運営委員会の報告については本日、総会前に開催しました委員会の報告となります。

農業経営基盤強化法などの改正をふまえて、3 件の規定等（村山市農業委員会処務規程、村山市農業委員会遊休農地対策事業助成金交付規程、村山市遊休農地対策事業要領）をから、別紙赤線のとおり、集積計画等の文言を消すなどの内容であります。

議長（青柳 篤）

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長（青柳 篤）

異議なしの声がございますので、これで報告事項を終わります。

（6）閉会

議事の議案第 10 号から第 16 号までの 7 件、報告の報第 6 号から第 7 号までの 2 件について、終了します。

終了 午後 5 時 50 分